

## 横浜市集合住宅再生可能エネルギー電気導入促進事業補助金交付要綱

制 定 令和7年4月1日  
脱 脱 ラ 第 829 号 局長決裁

### (総則)

第1条 横浜市集合住宅再生可能エネルギー電気導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、「横浜市補助金等の交付に関する規則」（平成17年11月市規則第139号、以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、再生可能エネルギー電気（非化石証書等の活用含む。以下「再エネ電気」という。）の導入を条件とした高圧一括受電サービスに必要となる受変電設備等の設置事業（横浜市から別に補助を受けている事業を除く。以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を補助することにより、再エネ電気の導入・切替を加速化し、家庭部門のCO<sub>2</sub>削減を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（共用部分を除く。）をいう。
- (2) 新築住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条に規定する新築住宅に該当する住宅をいう。
- (3) 既存住宅 新築住宅に該当しない住宅をいう。
- (4) 単位住戸 住宅部分の一の住戸をいう。
- (5) 集合住宅 同一建築物内に独立して単位住戸が二以上ある建築物をいう。
- (6) 管理組合 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第25条第1項の管理者又は同法第47条第2項の管理組合法人をいう。
- (7) 高圧一括受電 集合住宅の管理組合又は事業者が、需要家として電気を一括で調達し、集合住宅の単位住戸各戸に入居する最終利用者へ受け渡す行為であって、一括で50kW以上の電力契約を結ぶものをいう。
- (8) 再エネ電気 電力の小売営業に関する指針（平成28年1月制定、令和6年4月1日最終改定、経済産業省）に記載されている「再エネ」が100%又は「実質再エネ」が100%である電気をいう。
- (9) 受変電設備 発電所から送電線で送られる高圧電力を低圧電力に変圧して、電気を使用する機器に配電するための設備をいう。
- (10) 電力量計 計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定を受けた計量器で電力を積算し計量する電気計器であり、アナログメーター及びスマートメーターをいう。

- 2 前項に定めるもののほか、この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。

(補助対象事業等)

第4条 市長は、第2項で定める者（以下「補助対象者」という。）が行う高圧一括受電サービスに必要となる受変電設備等の設置に係る経費のうち、補助金交付対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象者に対し補助金を交付する。

- 2 補助対象者は、次に掲げる要件を満たす者として、市長が認定した者とする。
- (1) 市内の集合住宅に第3項に規定する受変電設備及び電力量計（以下「受変電設備等」という。）を設置する者で、第5条に規定する再エネ電気高圧一括受電サービスの登録を受けた事業者とする。
  - (2) 市税の滞納がないこと。
  - (3) 当該事業において横浜市（以下「市」という。）の他の補助金と重複して申請していないこと。
- 3 補助対象となる受変電設備及び電力量計は、以下の要件を満たすものとする。
- (1) 新たに受変電設備等を設置することとし、会計年度内に事業着手した受変電設備等であること。なお、事業の着手日は、受変電設備の搬入日とする。
  - (2) 会計年度内に市内の集合住宅に第4号に定める要件を満たす受変電設備等が設置されるものであること。ただし、天災地変その他補助対象者の責に帰することのできない理由として市が認めるものがある場合にあっては、この限りではない。
  - (3) 未使用の受変電設備等であること。
  - (4) 次のア及びイの要件を満たす受変電設備等であること。
    - ア 電気事業法の規定に基づく自家用電気工作物の基準に適合する受変電設備であること。
    - イ 計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定を受けた電力量計であること。
  - (5) 補助対象となる受変電設備から放電される電力は、受変電設備を設置している同一住居内、集合住宅内で使用しなければならない。
- 4 補助対象となる受変電設備等の補助額等は、別表1に掲げるとおりとする。
- 5 補助対象となる集合住宅は、補助対象事業開始前に高圧一括受電サービスによる電気の供給がないこと。

(再エネ電気高圧一括受電サービスの登録)

第5条 補助対象者は、市に対し再エネ電気高圧一括受電サービスについて横浜市電子申請・届出システム（以下「電子申請システム」という。）により、登録を申請するものとする。

- 2 市は、前項の規定により登録の申請があった再エネ電気高圧一括受電サービスについて次の各号に定める登録要件を審査し、審査結果を通知するものとする。また、要件を満たす事業者及びサービスについてを登録するとともに、市のホームページに登録した旨を公表するものとする。
- (1) 高圧一括受電によって受電した電力を集合住宅の単位住戸各戸で利用するサービスであること。
  - (2) 高圧一括受電により受電する電気が再エネ電気となるサービスであること。
  - (3) 高圧一括受電サービス開始から5年以上は再エネ電気を供給すること。また、高圧一括受電サービス開始から5年間は毎年度、再エネ電気を供給したことを証明すること。
  - (4) 高圧一括受電サービスの供給期間は10年以上であること。
  - (5) 高圧一括受電サービスを利用することにより利用料の低減される見込みについて記載があること。
- 3 当該再エネ電気高圧一括受電サービスの登録を申請した者は、前項の規定により登録された再エネ電気高圧一括受電サービスについて、市に登録された旨を公表するものとする。

(補助申請事前申込)

- 第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、別表2に定めるところにより、別表3に掲げる事項及び資料について、電子申請システムによる事前申込を行わなければならない。
- 2 市は、前項における事前申込があった場合、第4条及び第5条に規定する要件等を満たす内容であるか等を審査するものとする。審査後、要件を満たすものと認めた場合は、補助対象者にその旨を回答する。
  - 3 会計年度内において、電子申請システムによる事前申込を基に算出した補助申請額の累計が予算の範囲を超えると見込まれるときは、市長は事前申込の受付を中止することができる。
  - 4 予算の範囲を超えると見込まれる日もしくは超えた日の事前申込は、予算の範囲内で抽選を行い、当選した補助対象者のみ交付申請及び実績報告をできるものとする。
  - 5 前項による抽選の結果、抽選にもれた補助対象者のうち希望する者及び予算の範囲を超えた日以降に事前申込をした補助対象者には、補欠番号を付与し、その後、交付の取下げ又は交付決定の取消し等により予算の範囲に満たなくなったときに、予算の範囲に達するまで、補欠番号の小さい者から案内し、順に申請を受け付けるものとする。
  - 6 電子申請システムによる事前申込の当選者が交付申請を辞退する場合は、横浜市集合住宅再生可能エネルギー電気導入促進事業補助金交付申請に係る電子申請システム事前申込当選辞退届出書（第1号様式。以下「辞退届出書」という。）を、速やかに提出し

なければならない。

(交付申請及び実績報告)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象事業が完了した後、横浜市集合住宅再生可能エネルギー電気導入促進事業補助金交付申請兼実績報告書（第2号様式。以下「交付申請書兼実績報告書」という。）を、別表4に掲げる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。なお、提出日は別表2に定める期日を超えてはならない。

2 補助対象者は、前項に基づき交付申請書兼実績報告書を提出するにあたり、電子申請システムによる事前申込の後に発行される事前申込番号を、交付申請書兼実績報告書に記載しなければならない。

3 補助金規則第5条第3項の規定により、市長が交付申請書兼実績報告書への記載又は添付を省略させることができる書類は、同条第2項第2号から第4号に規定するものとする。また、補助金規則第14条第4項の規定により、市長が実績報告書への記載又は添付を省略させることができる書類は、補助金規則第14条第1項第2号及び第3号に掲げるものとする。

4 補助対象者は、第1項の申請において、補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合は、別表5に定める方法により利益等を排除して交付申請をしなければならない。なお、提出書類は、利益排除済のものとする。

5 第1項に規定する補助対象事業の完了日は、次に掲げる日のうちのいずれか遅い日とする。

(1) 補助対象の受変電設備等の設置が完了した日

(2) 補助対象経費の支払が完了した日

(交付の決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、速やかに所要の審査を行い、その内容を適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、額を確定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに、横浜市集合住宅再生可能エネルギー電気導入促進事業補助金交付決定兼額確定通知書（第3号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、補助対象者に通知するものとする。

3 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第9条 補助対象者は、補助金の交付決定の内容又はその条件に不服があること等により、当該補助金の交付申請を取り下げようとするときは、第8条第2項の通知を受けて

から 10 日以内に横浜市集合住宅再生可能エネルギー電気導入促進事業補助金交付申請  
取下届出書（第 4 号様式）を市長に提出しなければならない。

（再申請の禁止）

第 10 条 前条の交付申請の取下げを届け出た者は、同一年度内に同一設備について、第  
7 条第 1 項に基づく補助金の交付申請を行うことはできない。

（契約等）

第 11 条 補助対象者は、補助対象事業に係る工事の請負、物品の購入等を行う場合にお  
いて、集合住宅の受変電設備等の設置に係る費用の一部を補助するものであることか  
ら、補助金規則第 24 条ただし書きの規定を適用することができる。

（実施状況報告）

第 12 条 補助対象者は、市長が特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間に  
係る補助対象事業の実施状況について、指示する期日までに横浜市集合住宅再生可能エ  
ネルギー電気導入促進事業補助金実施状況等報告書（第 5 号様式）を市長に提出しな  
ければならない。

（補助金の請求等）

第 13 条 第 8 条第 2 項の規定により通知を受けた者が、補助金の交付を受けようとする  
ときは、速やかに、横浜市集合住宅再生可能エネルギー電気導入促進事業補助金交付請  
求書（第 6 号様式。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

なお、提出日は別表 2 に定める期日を超えてはならない。

（取得財産の管理・運用・処分・調査）

第 14 条 補助金の交付を受けた者は、補助対象経費により取得した財産（以下「取得財  
産」という。）を補助対象事業完了後においても、点検及び必要な整備をするなど善良  
な管理者の注意をもって管理し、その効率的かつ安全な運用を図らなければならない。  
また、市は取得財産の運用によって、第三者に与えた損害について、一切の補償はしな  
い。

2 補助金の交付を受けた者は、受変電設備等の設置を完了した日から起算し、別表 6 に  
定める保有義務と取得財産等の処分を制限する期間内に、市長の承認を受けずに、取得  
財産を処分（補助金交付の目的及び要件に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸  
付け、又は担保に供することをいう。）してはならない。

3 補助金の交付を受けた者が、財産処分を予定し、市長の承認を受けようとするとき  
は、あらかじめ横浜市集合住宅再生可能エネルギー電気導入促進事業補助金に係る財産

処分承認申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

- 4 市長は、前項の申請があったときは、速やかに横浜市集合住宅再生可能エネルギー電気導入促進事業補助金に係る財産処分（承認・不承認）通知書（第8号様式）により、前項の申請をした者に通知するものとする。
- 5 第3項の申請を行った者は、財産処分が完了した場合、速やかに横浜市集合住宅再生可能エネルギー電気導入促進事業補助金に係る財産処分完了報告書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。
- 6 補助金の交付を受けた者が取得財産を処分した場合は、市長は、補助金の全部又は一部を市に返還させることとする。なお、返還割合は別表7に定める。ただし、補助対象者の責に帰すべき事由でないと市長が認める場合はこの限りでない。
- 7 市長が必要と認めるときは、補助対象事業の実施状況に関して報告を求め、又は関係職員によって随時調査をすることができる。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (4) その他要綱に基づき市長が行った指示に違反した場合
- (5) 前条第7項に定める調査について、正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した場合
- (6) 第12条による報告において、指示した期間内の再エネ電気の供給について確認ができない場合

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 市長は、第1項に基づく交付決定の取消しをしたときは、横浜市集合住宅再生可能エネルギー電気導入促進事業補助金交付決定取消通知書（第10号様式）により、交付決定を受けた者に理由を付して通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

2 前条第1項第1号から第3号の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

3 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助対象者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

4 補助対象者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

#### （届出事項）

第 17 条 補助金の交付を受けた者は、補助対象の集合住宅再生可能エネルギー電気導入設備を設置した日から起算し、別表 6 に定める保有義務と取得財産等の処分を制限する期間内において、補助対象者の名称、住所、役職・代表者氏名等の変更を行う場合、あらかじめ横浜市集合住宅再生可能エネルギー電気導入促進事業補助金に係る補助対象事業内容変更届出書（第 11 号様式）を市長に提出しなければならない。

#### （帳簿等の保存義務）

第 18 条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に関する書類を別表 6 に定める期間、保存しなければならない。

#### （暴力団の排除）

第 19 条 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年横浜市条例第 51 号）第 8 条の規定に基づき、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の対象としない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）

(2) 暴力団員（法第 2 条第 6 項に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）

(3) 法人にあっては、代表者又は役員に暴力団員に該当する者がいること。

(4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当すること。

2 市長は、必要に応じ補助対象者が、前項各号のいずれに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

#### （その他）

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第4条関係）補助対象となる受変電設備等の補助額等

補助金の交付額は、補助対象経費に補助率を乗じた額及び補助上限額を比べて最も低い金額とする。（千円未満切り捨て）

補助対象経費 （消費税を除く）	補助率	補助上限額
受変電設備等の設置に係る 機器費及び工事費	2分の1	次のいずれか小さい額を上限額とする。 ・受電する1棟当たり 8,500,000円 ・受電する1住戸当たり 85,000円

別表2（第6条、第7条、第13条関係）申請等の期間及び条件等

申請等の期間及び条件等については、次のとおりとする。

様式番号等	提出期限、条件等
電子申請システムによる補助申請事前申込	申請年度の12月第4金曜日締切 電子申請システムから別表3に掲げる事項を入力し、資料を添付して申し込むこと。
交付申請兼実績報告書（第2号様式）	申請年度の3月第2金曜日 ※別表4の必要書類をすべてそろえて、脱炭素・GREEN×EXPO 推進局脱炭素ライフスタイル推進課に郵送すること。 （上記提出期限内必着）
請求書（第6号様式）	申請年度の翌年度の4月第2金曜日 （上記提出期限内必着）

※提出期限が市の休日にあたる場合は、その休日の前日をもって期限とする。

別表3（第6条関係）電子申請システムによる補助申請事前申込に必要な事項及び資料

書類内容等	
【必要事項】	
1	申請者情報（住所、メールアドレス、電話番号、名称、代表者氏名、担当者名）
2	補助対象事業の概要 （提供サービスの名称、集合住宅の名称、棟数、戸数、所在地、 対象設備設置工事予定期間、設置予定日、設備等の所有者） 補助対象経費内訳 （受変電設備等機器費、受変電設備等設置工事費）補助対象経費（予定）、 受変電設備等の設置に係る見積書又は契約書の写し、 市補助上限額及び補助金申請予定額
3	補助対象者確認書類 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書のいずれかを1通（発行から3箇月以内のもの）、又は定款のコピー（コピーを電子データ化したもの）
4	（新築住宅の場合）重要事項説明書等電力サービスの内容等が分かる書類 （補助金により再エネ電気の導入・切替が達成されることが分かるもの）
5	（新築住宅の場合）新築住宅の事業計画書等建築予定の総戸数が分かる書類
6	（既存住宅の場合）対象となる住宅の登記事項証明書
7	（既存住宅の場合）住民総会で決議、又は理事会での合意がされていることを証する書類
8	（新築又は既存の賃貸住宅の場合） 上記4から6の書類の代わりに、一括受電の電力サービスの契約内容が分かる書類
9	図面（設置場所見取図、平面図、電気系統図、単線結線図、配線ルート図）（コピー）
10	（設置する場合）キュービクルの仕様書
11	（既存住宅の場合）対象機器設置前の写真
【その他該当する場合】	
12	見積書又は入札を行った際の結果がわかる資料（コピー）※補助対象事業に係る費用が100万円以上の場合
13	その他 ※市長が必要と認めた書類

別表4（第7条関係）交付申請及び実績報告時に必要な書類

書類内容等	
<b>【共通提出書類】</b>	
1	交付申請書兼実績報告書（第2号様式）
2	返信用封筒・郵便番号及びあて名を明記し、指定の郵便切手を添付したもの ※交付決定通知書（A4判1～3枚程度）を送付する際に使用するため
3	受変電設備等の発注書、請求書※内訳書含む。（コピー）
4	受変電設備等本体、工事費の支払いを証する領収書（コピー）
5	要部写真 （受変電設備の全景、充電設備本体の設置場所、受変電設備の銘板（型式・製造番号等）、電力量計の設置等を自ら撮影したもの）
6	図面（設置場所見取図、平面図、電気系統図、単線結線図、配線ルート図）
7	補助対象経費をまとめた資料（自由書式）
<b>【その他該当する場合】</b>	
8	その他 ※市長が必要と認めた書類

※提出書類は、すべてA4判片面とする。

別表5（第7条関係）利益等排除の方法

補助対象事業における利益等排除の方法は次のとおりとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助対象者（リースの場合はそのリース契約の利用者を含む。以下、この表で同じ。）が以下の（1）から（3）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社に基づく。（注1）

- (1) 補助対象者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助対象者の関係会社（上記(2)を除く。）

2 受変電設備の利益等排除の方法（受変電設備メーカーとの関係性の確認）

(1) 補助対象者の自社調達の場合

当該調達品の製造原価<sup>(注2)</sup>をもって補助対象経費とする。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。

(3) 補助対象者の関係会社（上記(2)を除く。）からの調達の場合

調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。

注1）親会社とは、他の会社（子会社）の議決権のある株式の50%超を保有している会社のこと。子会社とは、他の会社（親会社）に議決権のある株式の50%超を保有されている会社のこと。関連会社とは、他の会社に議決権のある株式を20%以上50%未満保有されている会社のこと。関係会社とは、親会社、子会社及び関連会社のこと。

注2）当該調達品の製造原価については、製造原価を証明する資料の提出をするものとする。

別表6（第14条、第17条、第18条関係）保有義務と取得財産等の処分を制限する期間

期間	受変電設備等一式	取得した日から10年
処分の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処分制限期間内は処分（目的外使用、譲渡、交換、廃棄、貸付け、担保提供することをいう。）することはできない。ただし、あらかじめ「横浜市集合住宅再生可能エネルギー電気導入促進事業補助金に係る財産処分承認申請書」（第7号様式）を市長に提出し、その承認を受けた場合には処分することができる。</li> <li>・処分にあたっては、補助金の返納義務が生じる場合があるため、速やかに市長に報告すること。</li> </ul> <p>（※取得財産等の処分の制限は補助対象経費が50万円以上のものとする。）</p>	

別表7（第14条関係）返還割合

財産処分等により、交付した補助金の返還を請求する場合の金額は、設備の補助金額に当該設備の使用期間により定めた返還割合を乗じ、1円未満を切り捨てた額とする。

補助対象事業の完了日から起算した期間ごとに、返還割合を次のとおり定める。（処分の承認前に当該行為が行われた場合は、使用期間は当該日までとする。）

使用期間	返還の割合
処分の承認日が、補助対象事業の完了日から起算して2年に満たない場合	100%
処分の承認日が、補助対象事業の完了日から起算して2年以上4年未満	80%
処分の承認日が、補助対象事業の完了日から起算して4年以上6年未満	60%
処分の承認日が、補助対象事業の完了日から起算して6年以上8年未満	40%
処分の承認日が、補助対象事業の完了日から起算して8年以上10年未満	20%
処分の承認日が、補助対象事業の完了日から起算して10年以上の場合	なし